

高齢者虐待の概要等

長寿社会課

1 高齢者虐待

高齢者虐待とは、養護者または養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

※用語の定義

○養護者：

高齢者の日常生活において、金銭管理や食事介護等何らかの世話をする者で、必ずしも同居していなければならないわけではない。

○養介護施設従事者等：

老人福祉施設や有料老人ホームなどの養介護施設の業務に従事する者または老人居宅生活支援事業や居宅サービス事業などの養介護事業に従事する者をいう。

2 高齢者虐待の種類

区 分	内 容
身体的虐待	暴力的行為などで、身体に傷やアザ、痛みを与える行為 (拘束、薬による抑制を含む)
介護・世話の 放棄・放任	介護の放棄・放任により、高齢者の生活環境や身体・精神状況が悪化すること
心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度・無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること
性的虐待	高齢者との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為とその強要をすること
経済的虐待	高齢者の合意なしに財産や金銭を使用したり、高齢者の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

3 相談・通報窓口

各市町村が設置する地域包括支援センターまたは各市町村高齢者福祉担当課。

(詳細は別紙)